第70回
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2019年6月26日（水曜日）
午前10時

開催場所

名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会会館　５階大ホール
（注）開催場所は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議　　案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

目　　次

第70回定時株主総会招集ご通知 …… 1
株主総会参考書類…… 23
（提供書面）
事業報告…… 4
計算書類…… 17
監査報告…… 19

株式会社木曽路

証券コード：8160

（証券コード　8160）
2019年６月６日

株　主　各　位

名古屋市昭和区白金三丁目18番13号
株式会社　木　曽　路
取締役会長兼社長 吉　江　源　之

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第70回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年６月25日（火曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月26日（水曜日）午前10時
２．場　　所　名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会会館　５階大ホール
（注）開催場所は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
３．目的事項
報告事項　第70期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**くださいますようお願い申しあげます。

日時 **2019年6月26日（水曜日）午前10時**

場所 **名古屋銀行協会会館　5階大ホール**
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 **2019年6月25日（火曜日）午後5時30分到着分まで**

インターネットによる議決権行使の場合



当社指定の議決権行使専用ウェブサイト（**https://www.web54.net**）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 **2019年6月25日（火曜日）午後5時30分入力完了分まで**

インターネットによる議決権行使に際しましては次頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいますようお願い申しあげます。
なお、議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

1．議決権行使のお取扱い

(1) インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使専用ウェブサイト(https://www.web54.net)をご利用いただくことによってのみ可能です。なお､携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけません。

(2) インターネットにより議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

(3) インターネットによる議決権行使は2019年６月25日（火曜日）午後５時30分までに行使されるようお願いいたします。

(4) インターネットによって、複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(5) 議決権行使書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(6) 議決権行使専用ウェブサイトをご利用いただくための、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は株主様のご負担となります。

2．パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

(1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切に保管願います。なお、パスワードのお電話によるご照会には、お答えできませんのでご了承ください。

(2) パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本株主総会に関してのみ有効です。

3．インターネットでの議決権行使でパソコン等の操作方法のお問い合わせ先

(1) インターネットでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行株式会社　　証券代行ウェブサポート　専用ダイヤル
電話　0120-652-031　　受付時間　9：00～21：00

(2) その他のご照会は、下記にお問い合わせください。

①証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社までお問い合わせください。

②証券会社に口座をお持ちでない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行株式会社　　証券代行事務センター
電話　0120-782-031　　受付時間　9：00～17：00(土日休日を除く)

株主総会に関するご留意事項

・本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第20条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.kisoji.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知提供書面には記載しておりません。なお、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して、計算書類の一部としてあわせて監査を受けております。

・株主総会参考書類ならびに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.kisoji.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

⑴ 事業の経過及びその成果

当事業年度（2018年４月１日から2019年３月31日まで）におけるわが国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善に伴い個人消費は持ち直し緩やかな景気回復基調で推移しました。その一方で相次ぐ自然災害の経済への影響、労働需給のひっ迫による人件費の上昇、また、不確実な海外の政治・経済情勢などから依然先行きは不透明な状況で推移しました。

外食業界におきましては、慢性的な原料価格の高騰や労働力不足による人件費の増加、また、店舗間・異業種を含めた企業間競争の激化など依然厳しい経営環境が続いております。

このような経営環境の中で当社は、マーケティングをもとに新メニューの導入やお値打ちなメニューの販売拡大、コア商品のブラッシュアップを行いました。また、定期的なＴＶＣＭや新たなＳＮＳキャンペーンの実施により顧客の創造に取り組みました。

費用面におきましては、従業員の待遇改善や採用難による賃率の上昇が続くなか、機械化・ＩＴ化を進める事で働く環境の改善とともに業務の効率化に努め生産性が向上しました。また、ムリ・ムダ・ムラの排除を目的にワークスケジュールの精度向上、経費削減に継続して取り組みました。その結果、販管費率が低下し２ケタ出店による開店経費の大幅な増加を吸収し、営業利益率が改善いたしました。

店舗展開につきましては、関西地区と関東地区各１店舗の「木曽路」出店や、新業態「からしげ」の４店舗の出店、当社初のＦＣとなる「てんや」の出店など、７つの異なる業態で１１店舗出店（３店舗退店）いたしました。その結果、当事業年度末の店舗数は１７０店舗（前事業年度末比 ８店舗増加）となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は450億86百万円（前事業年度比 1.5％増加）、営業利益は25億73百万円（同 15.5％増加）、経常利益は25億64百万円（同 12.5％増加）、当期純利益は16億59百万円(同 24.6％増加)を計上しました。１株当たり当期純利益は64.98円（同 １株当たり当期純利益51.60円）となりました。

また、ＣＳＲ活動といたしまして、前年に引き続き、焼肉の「じゃんじゃん亭」に近隣の児童養護施設の児童並びに職員の皆様（２７施設、合計1,４３６名様）をご招待し、お腹いっぱい焼肉をお召し上がり頂きました。「よろこびの食文化の創造」を掲げる弊社の活動の一環として、今後も継続して参ります。

（部門別の概況）

木曽路部門

しゃぶしゃぶ・日本料理の「木曽路」部門は、２店舗の新規出店により、当事業年度末店舗数は１１９店舗（前事業年度末比 ２店舗増加）となりました。

営業面では、新たなイベント（本まぐろと松茸フェア、とらふぐと鮑フェアなど）やＳＮＳキャンペーンを実施するとともに、ＴＶＣＭを継続いたしました。商品面では、木曽路のお値打ちな新定番「鰻ひつまぶし」「和牛ひつまぶし」「黒豚しゃぶしゃぶ」への好評の声にお応えし、販売期間を延長いたしました。そして木曽路の強みであるハレの日需要の更なる取り込みに努めるとともに、思い出に残る佳き日であるよう、おもてなしに努めました。その結果、売上高は380億68百万円（前事業年度比 1.1％増加）となりました。

素材屋部門

居酒屋の「素材屋」部門は、１店舗の退店により、当事業年度末店舗数は１３店舗（前事業年度末比 １店舗減少）となりました。

営業面では、味噌串かつ・手羽先のから揚げなどの名古屋めしやこだわりの串焼き、また自家製の惣菜料理や旬の食材を活かした季節メニューの販売、焼酎一升瓶のお値打ち販売を実施するとともに、少人数から大人数の様々な宴会利用ができる店舗として営業活動を行いましたが、売上高は21億48百万円（同 1.0％減少）となりました。

じゃんじゃん亭部門

焼肉の「じゃんじゃん亭」部門は、１店舗の新規出店と１店舗の退店により、当事業年度末店舗数は１４店舗となりました。

営業面では、食べ放題メニューの拡販とタッチパネルでの注文によるスピード提供、先手のサービスに取り組みました。また、引き続き法人や学生のイベントなどに合わせたメルマガの配信や土日のランチ営業店を増やすなど顧客獲得活動に努めましたが、売上高は22億66百万円（同 2.3％減少）となりました。

とりかく部門

鶏料理の「とりかく」部門は、１店舗の新規出店と１店舗の退店により、当事業年度末店舗数は９店舗となりました。

営業面では、香鶏（かおりどり）を中心としたこだわりの鶏料理と、手作りにこだわった逸品料理の販売を行いました。また、季節の食材を盛り込んだ宴会コースと充実した飲み放題コースで、宴会需要の取り込みを図りましたが、売上高は10億36百万円（同 0.4％減少）となりました。

鈴のれん部門

和食　しゃぶしゃぶの「鈴のれん」部門は、１店舗の新規出店により、当事業年度末店舗数は７店舗（前事業年度末比 １店舗増加）となりました。

営業面では、グランドメニューをよりお手軽にご利用頂けるように刷新し、しゃぶしゃぶ、すきやきの食べ放題や宴会コースの更なる充実を図りました。また、慶弔のお集まりにご利用頂けるメニューと人数に合わせた多様なお席を準備し、来店客数の増加に努めました。その結果、売上高は９億37百万円(同 4.7％増加)となりました。

その他

その他部門は、ワイン食堂の「ウノ」、九州味巡りの「ここの」、からあげ専門店の「からしげ」、天丼の「てんや」、外販（しぐれ煮、胡麻だれ類）、不動産賃貸等であります。

「ここの」が１店舗、新業態の「からしげ」が4店舗、「てんや」が１店舗の新規出店をしたことにより、売上高は６億30百万円（同 71.1％増加）となりました。

部門別売上高

部門区分	売上高	構成比
木曽路部門	38,068百万円	84.4 %
素材屋部門	2,148	4.8
じゃんじゃん亭部門	2,266	5.0
とりかく部門	1,036	2.3
鈴のれん部門	937	2.1
その他	630	1.4
合計	45,086	100.0

⑵ 対処すべき課題

外食産業を取り巻く環境は、少子・高齢化を背景とした人口減少により市場規模が縮小する一方で、単身・共働き世帯の増加に伴う内食から中食・外食へのシフトの動きもあり、企業・業種を超えた競争が続くと思われます。人手不足や原材料コストの上昇、そして食の安全・安心や環境保護など様々なリスクへの対応が必要となっております。また、消費者の食意識が成熟することにより嗜好やニーズの多様化が一層進み、価値指向、健康指向、安全指向は一段と強まっています。

このような経営環境のなか、新世代の木曽路に向け、顧客満足と従業員満足を実現し成長へ繋げるため次の課題に取り組んで参ります。

第一は、「企業の社会的責任の自覚」であります。食の安全・安心を追求するとともにコンプライアンスを徹底できる体制を構築して参ります。

第二は、「経営基盤の改革」であります。組織の在り方を見直し、教育体制を整備するとともに、働き方改革の継続的な推進により、人材の確保、定着、育成へとつなげて参ります。

第三は、「収益基盤の改革」であります。ワークスケジュールの精度向上、機械化・ＩＴ化によるオペレーションの見直しにより生産性向上へ繋げるとともに、ムリ・ムダ・ムラを排除し、経費削減及び業務の効率化に努めて参ります。また、企業規模拡大のため２ケタ出店を継続して参ります。

第四は、「営業基盤の再構築」であります。各業態のコンセプトを再確認するとともに、ＱＳＣ（クオリティ・サービス・クリンリネス）の徹底、商品力の強化により来店客数増加、売上高の増加に取り組んで参ります。

⑶ 設備投資等の状況

当事業年度中に実施しました設備投資総額（差入保証金等を含む）は、21億53百万円（前事業年度比279.1％増加）であり、その内訳は、店舗の新設に13億７百万円、店舗の改築・改装等に６億63百万円、名古屋工場設備改修及び情報システム関連投資等に１億82百万円であります。また、所要資金は自己資金で賄っております。

なお、当事業年度中に売却、除却しました固定資産は、８百万円であります。

⑷ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達は特にありません。

⑸ 主要な借入先（2019年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	620百万円
株式会社近畿大阪銀行	100
株式会社名古屋銀行	100
株式会社愛知銀行	100

（注）株式会社近畿大阪銀行は、2019年４月１日付で株式会社関西アーバン銀行と合併し、商号を株式会社関西みらい銀行に変更いたしました。

⑹ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

（単位：百万円）

区分	第67期（2016年３月期）	第68期（2017年３月期）	第69期（2018年３月期）	第70期（当事業年度）（2019年３月期）
売上高	44,161	44,347	44,438	45,086
経常利益	497	1,185	2,279	2,564
当期純利益（当期純損失（△））	△388	576	1,331	1,659
１株当たり当期純利益（1株当たり当期純損失(△)）	△15円03銭	22円30銭	51円60銭	64円98銭
総資産	37,614	37,732	38,442	39,444
純資産	28,659	28,868	28,925	29,803

［第69期］歓送迎会の予約獲得、当社の強みであるハレの日需要の取り込みを強化するとともに、多様化するお客様ニーズにお応えするため料理の品質向上やメニューの見直しに取り組みました。また、10月より25年ぶりにＴＶＣＭを刷新し、これまで以上に“木曽路”ブランドの認知を高めるとともに各種イベントの告知を行ったことにより、売上高は増収となり、経常利益、当期純利益は増益となりました。
［第70期］当事業年度につきましては、⑴ 事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。

⑺ 重要な親会社及び子会社の状況（2019年３月31日現在）

当社は、親会社及び子会社はありません。

⑻ **主要な事業内容**（2019年３月31日現在）

当社は、料理・飲食物の加工調理提供を主要業務とする飲食店を営業しております。

部門別の内容

部門	区分	内容
木曽路部門		しゃぶしゃぶ・日本料理
素材屋部門		居酒屋
じゃんじゃん亭部門		焼肉
とりかく部門		鶏料理
鈴のれん部門		和食レストラン
その他	その他	ワイン食堂ウノ 九州味巡り ここの からしげ てんや
	外販	しぐれ煮、胡麻だれ類
	不動産賃貸	名古屋市昭和区山手通の店舗

⑼ **主要な営業所及び工場**（2019年３月31日現在）

本社 ： 愛知県名古屋市昭和区
東日本本部 ： 東京都港区
西日本本部 ： 大阪府吹田市
直営店舗 ： 170店舗

店舗の地域別分布

区分	店舗数	区分	店舗数
栃木県	1店	岐阜県	3店
茨城県	1	三重県	4
群馬県	1	和歌山県	1
埼玉県	10	奈良県	1
千葉県	5	大阪府	19
東京都	48	兵庫県	8
神奈川県	10	福岡県	3
静岡県	1		
愛知県	54	計	170

名古屋工場 ： 愛知県大府市（調理加工場兼物流センター）

⑽ **使用人の状況**（2019年３月31日現在）

性　　別	使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　性	1,006 名	4 名(増)	43.1 歳	11.1 年
女　　性	234	3 (増)	38.3	7.0
合計または平均	1,240	7 (増)	42.2	10.3

（注）上記使用人のほか、パートタイマー3,174名（８時間勤務換算）が在籍しております。前期末比82名減少しております。

２．株式に関する事項（2019年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　60,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　25,913,889株（うち自己株式　380,261株）

⑶ **株　主　数**　21,853名

⑷ **大株主の状況**

株主名	持株数	持株比率
木曽路共栄会	1,167千株	4.57 %
日本ﾄﾗｽﾃｨ・ｻｰﾋﾞｽ信託銀行株式会社（信託口）	911	3.56
日本ﾏｽﾀｰﾄﾗｽﾄ信託銀行株式会社（信託口）	599	2.34
アサヒビール株式会社	496	1.94
日本ﾄﾗｽﾃｨ・ｻｰﾋﾞｽ信託銀行株式会社（信託口５）	472	1.85
木野ひとみ	422	1.65
吉江則子	403	1.57
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	385	1.51
麒麟麦酒株式会社	352	1.37
サントリー酒類株式会社	352	1.37

（注）１．当社の自己株式380,261株は、上記の大株主から除外しております。
２．持株比率は、自己株式を控除して、小数点以下第３位を切り捨てて算出しております。

3．会社役員に関する事項

⑴ 取締役及び監査役の状況（2019年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	吉江源之	
常務取締役	青野康徳	営業統括本部長
取締役	仲沢栄一	内部監査部長兼内部監査室長
取締役	松岡利朗	西日本本部長
取締役	大橋浩	東日本本部長
取締役	松井常芳	(株)ＭＡ企画　代表取締役 (株)スタメン　常勤監査役
取締役	伊藤邦昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長
監査役（常勤）	鈴木敏道	
監査役	熊田登与子	熊田法律事務所 パートナー弁護士
監査役	平野善得	公認会計士平野善得事務所 所長 愛三工業(株) 社外監査役 キムラユニティー(株) 社外取締役

（注）１．取締役松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、社外取締役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。

２．監査役熊田登与子氏及び平野善得氏は、社外監査役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。

３．監査役平野善得氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

４．当事業年度中における取締役の異動

氏名	異動前	異動後	異動年月日
大橋浩	取締役 管理統括本部長兼 経営企画部長	取締役 東日本本部長	2018年４月１日

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条その他の法令の定めに基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額を限度としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	7名 （2名）	107百万円 （8百万円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （2名）	15百万円 （6百万円）
合計	10名	122百万円

（注）１．報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、2015年６月25日開催の第66回定時株主総会決議において、３億円（年額）を限度としております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
３．監査役の報酬限度額は1993年６月29日開催の第44回定時株主総会決議において、30百万円（年額）を限度としております。

⑷ 社外役員等に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	兼職先	当社との関係
取締役	松井常芳	(株)ＭＡ企画 代表取締役 (株)スタメン 常勤監査役	重要な取引関係はありません。
取締役	伊藤邦昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長	重要な取引関係はありません。
監査役	熊田登与子	熊田法律事務所 パートナー弁護士	重要な取引関係はありません。
監査役	平野善得	公認会計士平野善得事務所 所長 愛三工業(株) 社外監査役 キムラユニティー(株) 社外取締役	重要な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	松井常芳	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。
取締役	伊藤邦昭	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識から発言を行っております。
監査役	熊田登与子	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	平野善得	当事業年度開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また、監査役会13回のうち13回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

（注）上記取締役会の開催回数のほか会社法第370条及び当社定款第28条第２項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が10回ありました。

４．会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法（1948年法律第103号）第２条第１項の業務に係る報酬等の額　　23百万円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　　23百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、上記解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

５．業務の適正を確保するための体制

Ⅰ．業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（会社法第362条第４項第６号）について、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

⑴ 基 本 的 方 針

① 取締役会は、取締役の職務執行が法令・定款に適合していることを確保するために、内部統制の機能が重要かつ不可欠であるとの認識に立ち、その整備・充実に向けて自主的な努力をする。

② 内部統制制度を確立しその有効性を確保するために、代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し運営する。

⑵ 法令等の遵守体制の整備

① 内部統制が機能する環境として、企業倫理が周知・徹底された健全な企業風土を構築する。企業倫理や遵法精神の確立のために、行動規範である「木曽路行動憲章」の周知・徹底を図る。

② 取締役会の決議に当たっては、決議内容の適法性・妥当性を確保するために、
（1）善管注意義務・忠実義務、（2）遵法精神、（3）客観的・科学的事実認識、（4）合理的手続、（5）適時性の観点から議案を検討する。

③ 「内部監査室」は業務部門からの独立性を確保し、不正の未然防止・早期発見・再発防止に努める。

④ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、被害の防止に努める。

⑤ 企業倫理や法令遵守の問題に関する公益通報・相談制度を適切に運営する。

⑥ 業績評価・表彰においては、業容・体質関連項目の評価と共に、内部監査・衛生検査の成績や事故等の発生状況を勘案することとする。

⑶ リスク管理体制の整備

① 衛生安全に関する基準を常に周知・徹底し、品質の確保と食品事故の未然防止に努める。
② 個別業務に係るリスクは各業務所管部が規程を定めて、適切な方法でリスクを管理する。
③ 過誤・不正等の事故の未然防止、早期発見のために異例異常取引を情報システムによって即時・重点的に監視する。
④ 情報システムの信頼性・安全性対策を適切に実施する。
⑤ 大規模災害等の発生時に人的・物的被害を最小限にとどめ、早期に営業を復旧し継続することを目的として「事業継続基本計画」を定め周知・徹底する。

⑷ 情報の保存・管理体制の整備

① 文書等情報の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切な方法・期間で保管する。
② 株主総会、取締役会の議事録は関連資料とともに法定の期間、適切に保管する。
③ 内部者情報、個人情報等の取扱いに関する規程を整備し、その周知・徹底を図る。
④ 会社情報の開示については、「情報開示の基本方針」に基づき迅速・正確・公平な開示に努める。

⑸ 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

① 会計規則・基準に基づき「経理規程」等を整備し、その周知・徹底・遵守に努める。
② 財務計数については、各々の業務実績を統合情報システムによって集計し、正確性と迅速性を確保する。
③ 相互牽制機能を情報システムによって確保し、異常の早期発見、迅速な対策推進に努める。
④ 月次損益制度により財務計数の内容を毎月検証し、適正性を確保する。

⑹ 取締役の職務執行（経営）の効率性を確保するための体制の整備

① 組織効率と相互牽制機能の確保の観点から、業務分掌と責任・権限を適切に定める。
② 会社の業務は、経営方針・経営計画に基づき、組織的連携と統制の下に遂行する。
③ 利益管理においては、総合予算、月次予算、原価計算、独立採算の各制度のもとに計画的で整合性のある業績伸展と、問題点の早期発見・対策推進に努める。

⑺ **監査役監査の実効性を確保するための体制の整備**

① 監査役を補助する使用人を必要とするときは、監査役からの依頼により適切な者を指名し、監査役の指揮・命令の下で、取締役から独立して、補助業務に当らせる。

② 取締役は会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは遅滞なく監査役に報告する。
また、監査役からの求めにより業務・財産の状況について報告する。

③ 監査役への報告を行った役員及び従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。

④ 監査役が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用等を当社が負担する。

⑤ 監査役監査、監査法人監査、内部監査は相互に連携を図り、各監査の実効性の確保に努める。

Ⅱ．業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、会社の業務の適正を確保するため、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、当事業年度は以下のような取り組みを実施しました。

⑴ 体制整備として組織改廃を適時行い、継続的に機構改革を実施しています。海外出店及びインバウンド需要の取り込み強化のため、海外事業部及びインバウンド対策室を新設しました。また、中期的な業容拡大を展望し、営業と経営を一体にすることで経営課題の解決と、中期目標の立案、達成に取り組むため、経営企画部を営業統括本部の配下としました。さらに店舗運営の効率化、品質の安定等において、名古屋工場と物流グループの改善と業容拡大の推進が急務であるため、管理統括本部の配下にて改善に取り組む体制を整えました。

⑵ コンプライアンスの徹底のため、引き続き、意識啓蒙施策の展開、顧問弁護士による社内講演、部門毎に勉強会等を実施しました。

⑶ 内部監査体制を強化すると共に基準に沿った厳正監査を実施し、また、内部通報制度を適正に運用することにより、風通しのよい企業風土づくりに努めました。

⑷ 情報システムによる迅速・効率的な業務の監視を継続して実施しております。また、適正表示については当社独自の表示ガイドラインによる確認を実施しております。

⑸ 食品の安全・安心の確保ため、第１衛生管理室と第２衛生管理室は、全社を統括した１部門「衛生管理室」とし、実務担当の増員などの体制見直しを行いました。衛生検査室や他の衛生安全を所管する部署との協働により、品質確保と食品事故の未然防止に努めます。

（注）１．本事業報告に記載の金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満を切り捨て、その他の比率については四捨五入して表示しております。
２．本事業報告に記載の金額には、消費税等は含んでおりません。
３．本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当事業年度末現在のものであります。

貸借対照表（2019年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**17,969**
現金及び預金	15,435
売掛金	1,331
商品及び製品	36
原材料及び貯蔵品	688
前払費用	436
その他	40
貸倒引当金	△0
固定資産	**21,475**
有形固定資産	**13,193**
建物	5,541
構築物	337
機械及び装置	46
車両運搬具	7
工具、器具及び備品	510
土地	5,723
リース資産	847
建設仮勘定	179
無形固定資産	**215**
借地権	17
ソフトウエア	176
商標権	1
その他	20
投資その他の資産	**8,067**
投資有価証券	2,433
出資金	0
長期前払費用	99
繰延税金資産	1,115
差入保証金	4,419
その他	28
貸倒引当金	△29
資産合計	**39,444**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**6,398**
買掛金	1,253
短期借入金	920
リース債務	210
未払金	163
未払費用	1,780
未払法人税等	641
前受金	0
預り金	266
賞与引当金	596
ポイント引当金	356
その他	207
固定負債	**3,242**
リース債務	708
長期未払金	204
退職給付引当金	975
資産除去債務	1,343
長期預り保証金	10
負債合計	**9,640**
純資産の部	
株主資本	**29,718**
資本金	10,056
資本剰余金	9,875
資本準備金	9,872
その他資本剰余金	2
利益剰余金	10,713
利益準備金	392
その他利益剰余金	10,321
固定資産圧縮積立金	34
別途積立金	8,200
繰越利益剰余金	2,086
自己株式	△927
評価・換算差額等	**85**
その他有価証券評価差額金	85
純資産合計	**29,803**
負債純資産合計	**39,444**

損益計算書（2018年４月１日から2019年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
Ⅰ．売上高		**45,086**
Ⅱ．売上原価		**14,147**
売上総利益		**30,938**
Ⅲ．販売費及び一般管理費		**28,365**
営業利益		**2,573**
Ⅳ．営業外収益		
受取利息及び配当金	40	
受取手数料	3	
協賛金収入	9	
受取保険金	7	
その他	10	70
Ⅴ．営業外費用		
支払利息	7	
賃貸借契約解約損	65	
会員権評価損	1	
その他	5	79
経常利益		**2,564**
Ⅵ．特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	63	65
Ⅶ．特別損失		
固定資産売却損	1	
固定資産除却損	4	
減損損失	69	76
税引前当期純利益		**2,554**
法人税、住民税及び事業税	893	
法人税等調整額	1	895
当期純利益		**1,659**

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年５月７日

株式会社　木　曽　路
取　締　役　会　御　中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　瀧　沢　宏　光　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神　野　敦　生　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社木曽路の2018年４月１日から2019年３月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年５月８日

株式会社　木　曽　路　監査役会

常勤監査役	鈴　木　敏　道　㊞
社外監査役	熊　田　登与子　㊞
社外監査役	平　野　善　得　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様への安定した配当を維持することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、基本方針に基づき、また当期の業績の進展と株主の皆様への利益還元のバランスを勘案し、前期末配当より７円増配の１株につき19円としたいと存じます。以下のとおり第70期の期末配当といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

⑴　配当財産の種類
　　金銭

⑵　株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金19円　　総額　485,138,932円
　　なお、中間配当金として11円をお支払いしておりますので、年間配当金は
　　１株につき30円（前期より９円増配）となります。

⑶　剰余金の配当が効力を生じる日
　　2019年６月27日

第２号議案　取締役８名選任の件

取締役全員（７名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため取締役を１名増員し、８名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位及び担当	
1	吉江 源之（よしえ もとゆき）	代表取締役会長 兼 社長	再任
2	青野 康徳（あおの やすのり）	常務取締役（営業統括本部長）	再任
3	仲沢 栄一（なかざわ えいいち）	取締役（内部監査部長 兼 内部監査室長）	再任
4	松岡 利朗（まつおか としあき）	取締役（西日本本部長）	再任
5	大橋 浩（おおはし ひろし）	取締役（東日本本部長）	再任
6	内田 豊稔（うちだ とよなる）	執行役員（管理統括本部長 兼 人事部長）	新任
7	松井 常芳（まつい つねよし）	取締役	社外 再任
8	伊藤 邦昭（いとう くにあき）	取締役	社外 再任

候補者番号	1	吉江源之（よしえもとゆき）	（1947年７月18日生）	再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1977年４月　当社入社
1978年６月　当社商品部長
1981年７月　当社専務取締役
1987年６月　当社代表取締役
1993年６月　当社代表取締役社長
2006年６月　当社代表取締役会長
2016年３月　当社代表取締役会長兼社長（現任）

所有する当社の株式数：221,991株

取締役候補者とした理由

吉江源之氏は1993年に代表取締役社長に就任以降、長年に亘り経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	2	青野康徳（あおのやすのり）	（1951年６月24日生）	再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年12月　当社入社
1999年11月　当社大阪本部長
2002年５月　当社執行役員大阪本部長
2013年２月　当社執行役員人事総務部付部長
2013年６月　当社監査役
2016年６月　当社取締役、重要業務統括
2016年10月　当社取締役業務改革推進部長
2017年３月　当社商品本部、商品開発部、外販営業部担当
2017年６月　当社常務取締役営業統括本部長兼業務改革推進部長
2018年１月　当社常務取締役営業統括本部長（現任）

所有する当社の株式数：8,639株

取締役候補者とした理由

青野康徳氏は当社で大阪地区本部長、監査役を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、2016年より当社の取締役を務めており、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	3	仲沢栄一（1947年1月27日生）	再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1979年2月　当社入社
1979年9月　当社居来瀬営業部長
1993年6月　当社取締役
1997年2月　当社取締役素材屋名古屋営業部長
1998年2月　当社取締役地中海営業部長
1998年12月　当社取締役事業開発室長
2001年3月　当社取締役内部監査室長、衛生管理室担当
2016年5月　当社食品安全管理室担当
2016年8月　当社取締役内部監査部長兼内部監査室長（現任）

所有する当社の株式数：12,650株

取締役候補者とした理由

仲沢栄一氏は、当社で営業部門、内部監査部門の責任者を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有し、1993年より当社の取締役を務めており、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	4	松岡利朗（1964年9月26日生）	再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年4月　当社入社
2003年1月　当社人材開発部長
2007年5月　当社人事本部長兼人事部長兼人材開発部長
2008年6月　当社執行役員人事本部長兼人事部長兼人材開発部長
2011年6月　当社取締役人事本部長兼人事部長兼人材開発部長
2012年1月　当社取締役人事総務部長
2016年9月　当社取締役人事本部長兼人事部長
2017年6月　当社取締役大阪駐在
2018年1月　当社取締役西日本本部長（現任）

所有する当社の株式数：2,000株

取締役候補者とした理由

松岡利朗氏は、当社で人材開発部門、人事部門の責任者を歴任し、人事本部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有し、2011年より当社の取締役を務めており、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	5	大橋　浩（おおはし　ひろし）	（1963年７月16日生）	再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年４月　当社入社
2010年５月　当社企画部長
2011年４月　当社執行役員企画部長
2013年６月　当社取締役企画部長、経理部、事務能率センター担当
2017年６月　当社取締役管理統括本部長兼経営企画部長
2018年４月　当社取締役東日本本部長（現任）

所有する当社の株式数：1,000株

取締役候補者とした理由

大橋浩氏は、当社で経営企画部門の責任者を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有し、2013年より当社の取締役を務めており、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	6	内田　豊稔（うちだ　とよなる）	（1959年９月17日生）	新任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1996年７月　当社入社
2003年７月　当社業務改革推進室　部長
2010年４月　当社名古屋工場長
2013年２月　当社執行役員大阪駐在
2017年６月　当社執行役員人事本部長兼人事部長
2018年４月　当社執行役員管理統括本部長兼人事本部長兼人事部長
2018年６月　当社執行役員管理統括本部長兼人事部長（現任）

所有する当社の株式数：0株

取締役候補者とした理由

内田豊稔氏は、当社で業務改革推進室、名古屋工場の責任者を歴任し、2013年からは執行役員大阪駐在を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有し、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、新たに当社取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	7	松井常芳（まついつねよし）	（1951年４月３日生）	社外	再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1974年４月　東邦ガス㈱入社
1998年６月　同社　お客さまサービス部長
2001年４月　同社　リビング流通部長
2004年６月　同社　総務部長
2006年６月　同社　執行役員、東邦ガスリビング㈱　代表取締役社長
2008年６月　東邦ガス㈱　常務執行役員
2010年６月　同社　専務執行役員
2015年５月　東邦ガスリビング㈱　代表取締役会長
2015年６月　当社社外取締役（現任）
2016年５月　東邦ガスリビング㈱　相談役
2016年７月　㈱ＭＡ企画　代表取締役（現任）
2018年８月　㈱スタメン　常勤監査役（現任）

所有する当社の株式数：3,000株

社外取締役候補者とした理由

松井常芳氏は、東邦ガス(株)、東邦ガスリビング(株)の会社経営に長年にわたって携わられ、会社経営に優れた実績を上げております。その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営判断に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号	8	伊藤邦昭（いとうくにあき）	（1951年６月22日生）	社外	再任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1974年４月　㈱日本興業銀行〔現㈱みずほ銀行〕入行
1995年３月　同社　営業第10部副部長
1995年８月　㈱明輝商会　代表取締役社長　（現任）
1998年２月　㈱ラミテック　代表取締役社長（現任）
2005年４月　㈱メイキ　代表取締役社長（現任）
2015年６月　当社社外取締役（現任）

所有する当社の株式数：1,000株

社外取締役候補者とした理由

伊藤邦昭氏は、(株)日本興業銀行に入行し、その後(株)明輝商会代表取締役社長、(株)ラミテック代表取締役社長、(株)メイキ代表取締役社長を務めており、会社経営に優れた実績を上げております。その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営判断に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。

（注）1．候補者 松井常芳氏は株式会社ＭＡ企画の代表取締役であり、当社は同社との間に営業等に関する指導及び助言に関する取引があります。他の取締役候補者との間には特別の利害関係はありません。

2．社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

（1）社外取締役の在任期間について

松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

（2）独立役員の指定について

当社は、松井常芳氏及び伊藤邦昭氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として各取引所に届け出ており、両氏が社外取締役に再選され就任した場合には、両氏を独立役員として届け出る予定であります。

（3）責任免除について

当社は、松井常芳氏及び伊藤邦昭氏との間で、会社法第427条第１項に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定められる最低責任限度額としており、両氏が社外取締役に再選され就任した場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役鈴木敏道氏は、辞任されます。つきましては、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者 稲守和之氏は、監査役鈴木敏道氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款第34条第２項の規定により、監査役鈴木敏道氏の任期が満了する2021年６月開催予定の第72回定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

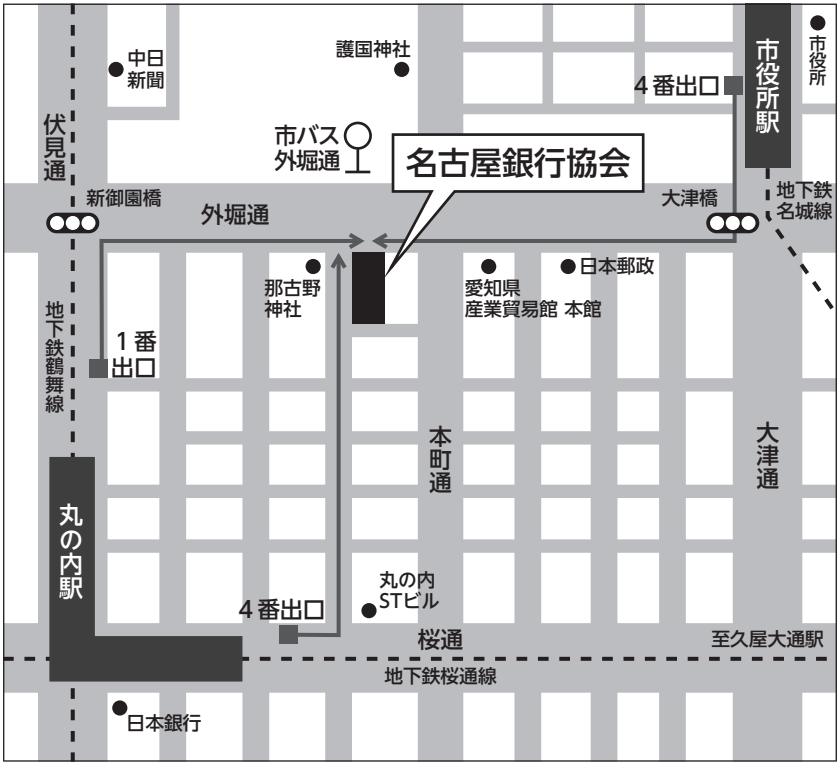
稲守　和之（いなもり　かずゆき）（1953年５月12日生）　新任
略歴、当社における地位（重要な兼職の状況） 1976年４月　㈱東海銀行〔現㈱三菱ＵＦＪ銀行〕入行 2002年６月　㈱ＵＦＪ銀行〔現㈱三菱ＵＦＪ銀行〕江南法人営業部長 2005年６月　㈱御幸ビルディング　取締役経理部長 2015年６月　同　常勤監査役 2016年６月　当社入社、コンプライアンス委員会部長（現任）
所有する当社の株式数：0株
監査役候補者とした理由 稲守和之氏は、金融機関勤務の後、前職において取締役経理部長、監査役など要職を歴任され、当社に入社後はコンプライアンス委員会の部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有しております。これらのことから、当社の監査役としての職責を適切に遂行できるものと判断し、新たに監査役としての選任をお願いするものです。

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場　〒460-0002
名古屋市中区丸の内二丁目４番２号
名古屋銀行協会会館　５階大ホール
電話　０５２（２３１）７８５１



交通のご案内

●地下鉄　桜通線「丸の内」駅４番出口より徒歩６分
●地下鉄　鶴舞線「丸の内」駅１番出口より徒歩６分
●地下鉄　名城線「市役所」駅４番出口より徒歩８分
●市バス　名古屋ターミナルビル乗車、「外堀通」下車

※株主総会会場に駐車場はございませんので、ご了承ください。

UD FONT　FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080　VEGETABLE OIL INK